

内部監査の実施状況について
(令和4年3月31日現在)

監査対象 官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室 (13課室)	令和4年2月2日から令和4年2月10日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行命令簿の事務処理誤りが認められた。 ・休暇簿の処理誤りが認められた。 ・出勤簿の処理誤りが認められた。 ・物品管理について適切な処理が行われていない事項があった。 	事実確認した上で適切な事務処理をした。今後は、人事院規則、会計法令等に基づき適正な事務処理の実施及び点検等の再徹底を行うこととする。
北海道内各労働基準監督署 (17署)	令和3年10月4日から令和3年12月15日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・休暇簿の処理誤りが認められた。 ・出勤簿の処理誤りが認められた。 ・物品管理簿の登記処理に適性を欠く状況が認められた。 ・旅行命令簿の事務処理誤りが認められた。 	事実確認した上で適正に事務処理をした。今後は、人事院規則、会計法令等に基づき適正な事務処理の実施及び点検等の再徹底を行うこととする。
北海道内各公共職業安定所 (22所)	令和3年10月5日から令和3年12月15日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・小切手の調製に誤った事務処理が認められた。 ・休暇簿の処理誤りが認められた。 ・出勤簿の処理誤りが認められた。 ・物品管理簿の登記処理に適性を欠く状況が認められた。 	事実確認した上で適正に事務処理をした。今後は、人事院規則、会計法令等に基づき適正な事務処理の実施及び点検等の再徹底を行うこととする。